

泉大津労働基準監督署発表
平成29年11月17日

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

泉大津労働基準監督署（署長 千葉卓克）は、平成29年11月17日、マリノフード株式会社及び同社泉大津工場副工場長を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

(1) マリノフード株式会社

事業所在地 大阪府豊中市豊南町東

事業内容 食料品製造業

(2) 同社泉大津工場副工場長（以下「被疑者A」という）

2 違反条文等

労働安全衛生法違反

同法第21条第2項

同法第27条第1項

労働安全衛生規則第519条第1項

同法第119条第1号

同法第122条

3 事件の概要

被疑者マリノフード株式会社は、大阪府豊中市豊南町東に本店を、同府泉大津市小津島町に泉大津工場を置き各種食品の製造、加工及び販売を行う事業者、被疑者Aは、同工場の副工場長として労働者の安全管理を含む同工場の運営一切を実質的に統括する者であるが、同人は、同社のため、平成29年7月6日、同工場の労働者Bをして、同工場1階自動倉庫内の台の4段目において、スタッカー

クレーンのフォーク上の荷の確認作業を行わせるに際し、同台の4段目は倉庫床面からの高さが約5.53メートルの作業床であり、その端から墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、同作業床には覆いを設ける等墜落防止措置を講じることが容易であったのに、その措置を講じず、もって労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するため必要な措置を講じなかったものである。

4 参考事項

- (1) 平成29年7月6日、同工場の労働者Bが自動倉庫内の高さ約5.53メートルの台から墜落し死亡するという労働災害が発生した。
- (2) 適用法条文は、別紙のとおり。

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 前項の厚生労働省令を定めるに当たっては、公害(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二条第三項に規定する公害をいう。)その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。

(罰則)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第一百四条又は第八十条の二第四項の規定に違反した者

(罰則)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七条、第一百九条又は第二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(開口部等の囲い等)

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆(おお)い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。